

(様式第1号)

平成29年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時	平成30年3月29日(木) 15:15~17:00
場 所	市役所東館3階大会議室
出席者	委員長 石川 久展 委員 土田 陽三, 高木 佐知子, 菅沼 久美子, 西村 京, 神田 信治, 税所 篤哉, 加納 多恵子, 田中 航次, 安宅 桂子, 寺本 慎児 欠席委員 佐野 武 事務局 社会福祉課 課長 小川 智瑞子 " 係長 谷野 誠 " 主事 村岡 裕樹 高齢介護課 課長 篠原 隆志 " 係長 松本 匡史 " 主事補 後藤 高弘 " 主事補 正好 隆裕 関係課 地域福祉課 課長 細井 洋海 " 係長 浅野 理恵子 高齢介護課 主査 小林 明子
事務局	社会福祉課, 高齢介護課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 委員長挨拶

(2) 議題

- 1 第7期介護保険事業計画における整備計画について
- 2 地域密着型サービスの実地指導結果について
- 3 地域密着型サービスの指定の取扱いについて  
ア地域密着型通所介護の指定状況について  
イ共用型認知症対応型通所介護の指定の審査について  
ウ第7期介護保険事業計画期間における地域密着型サービスの指定の取り扱いについて

(3) その他

2 提出資料

- 資料1 第7期介護保険事業計画における整備計画について  
資料2 平成29年度実地指導・指導監査状況について  
資料3-1 地域密着型通所介護の指定状況について  
資料3-2 共用型認知症対応型通所介護の指定の審査について  
資料3-3 地域密着型サービスの指定の取扱いについて

3 審議経過

(石川委員長)

それでは、議事に入ります。初めに、本委員会の成立について事務局よりお願いします。

(社会福祉課：小川)

本日の会議の成立状況について御報告をいたします。本日は12名中1名の委員が欠席ですが、半数の出席がございますので、芦屋市地域密着型サービス運営委員会設置要綱第6条第2項により、会議が成立していることを御報告いたします。また、この委員会の議事に関しましては、芦屋市情報公開条例第19条の規定によりまして、公開が原則となっております。本日は傍聴がございませんので、また、御希望がありましたら、途中から入室させていただくことがありますので、御了承いただきますよう、お願いいたします。また、会議録作成において、正確を期すため会議内容を録音させていただいております。会議録の公表につきましては、御発言者のお名前も公表いたしますので、あわせて御了承のほど、お願いをいたします。事務局からは以上です。お願いいたします。

(石川委員長)

それでは、議事1の「第7期介護保険事業計画における整備計画について」を事務局より説明をお願いいたします。

#### 議事1「第7期介護保険事業計画における整備計画について」を事務局より説明

(石川委員長)

ありがとうございました。事務局からの説明について何か御意見・御質問ありますでしょうか。

(神田委員)

説明いただきました特別養護老人ホームのことについて、待機者が570名と説明がありましたが、これは延べ人数の数字ですか。

(高齢介護課：松本)

延べ人数ではなく実人数です。また、待機されている方につきましては、複数の施設に申し込みをされている状況で、兵庫県が定めているマニュアル「入所コーディネートマニュアル」に沿って待機者名簿を作成しております。この名簿については、在宅でどのくらいのサービス量が必要であるか等緊急性の有無に基づいて作成しているものでございます。

(石川委員長)

よろしいですか。ほかに何か。整備計画については、全サービスではなくある一定サービスの整備数しか増えないということですね。

(高齢介護課：松本)

はい。

(高齢介護課：篠原)

補足いたしますと、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、30年度は整備のめどが立っていますが、広域型である29床を超える特別養護老人ホームについては、土地の関係もありますが、今後整備を進めていきたいと考えております。その中で、この4月にエルホームさんが一部ショートステイを特別養護老人ホームに転換されて、6床ほど増えています。そのほかにも、広域型の特別養護老人ホームの御相談が個別に来てまじたり、施設の建て替えによる増床等も考えられたりということをお聞きしております。しかしながら特別養護老人ホームだけではなくて、地域で支えるというところで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護のような在宅でのサービスと地域密着型の

施設とあわせて、少しでも長く在宅で生活できるよう進めたいと考えております。

(石川委員長)

西宮市では、一軒家、空き家が通所介護に変わってきています。芦屋市でも同じように通所介護事業所が増えてきていますか。

(高齢介護課：松本)

運営推進会議で地域密着型通所介護に訪問した際、一軒家が幾つか見られるのは事実です。一軒家がありますので介護施設として建設されたものではないということもあり、防災関係やバリアフリーの対応については、今年度、社会福祉課を中心に指導をしてきた部分でございます。先日の集団指導でも事業所に対しその点について再度指導をしたところです。

(石川委員長)

通所介護で、お泊まりデイを行う事業所が多くなっています。あまり防災関係で厳しく指導されることはなく、事業者は経営があるので認知症デイサービスからお泊りデイに変わってきています。地域包括ケアの中では24時間というのは、肝です。ここはメインの部分ですが、うまくいっているかどうか、定期巡回・随時対応型訪問介護看護はあまりうまくいっていない。事業所が経営のところから二の足を踏んでいるようです。よろしいでしょうか。

それでは、次に、議事2「地域密着型サービスの实地指導結果について」事務局よりお願いします。

#### 議事2「地域密着型サービスの实地指導結果について」事務局より説明。

(石川委員長)

ありがとうございます。何か御意見・御質問どうぞ。

(西村委員)

2期4年務めさせていただいて、こういう指導がなされているということをお初めて見せていただいたような気がいたします。芦屋市は、きっちり事業者さんに指導してくれているというのが、ホームページにも載って公表されるのですよね。

(社会福祉課：谷野)

ホームページでは公表しておりません。

(西村委員)

残念、そうなのですか。でも、すごく嬉しかったです。ご説明いただいたようにきっちりと芦屋市の姿勢を見せていただけたということが、私は4年務めさせていただいて、最後にいいことを知ったと思って嬉しかったです。ありがとうございます。

(石川委員長)

新しい事業を開設するときに過去の指導履歴などチェックできるようなものはありますか。

(社会福祉課：谷野)

新しい事業所の新規指定のときに過去の指導履歴等は、現段階ではございません。

(石川委員長)

ないですか。同じ指導をされている事業所がありますので自治体によってはチェックされているところもあるようです。他にございませんか。

(神田委員)

なかなか見えづらいところをしっかりと指導していただいたなということで、安心感があります。ありがとうございます。

(石川委員長)

実地指導と口頭指摘事項ではどちらの方が指導の程度が重いのですか。

(社会福祉課：谷野)

文書指摘です。補足いたしますと、監査については今年度はございませんでした。不正が疑われる事案、利用者の生命等に危険が及ぶ可能性のある事案については、監査という厳しい姿勢で臨む立ち入りがございます。幸いにも今年度はございませんでした。あくまで、私どもが行政的な指導という形で、執り行う実地指導のみで8件ということがございます。

(安宅委員)

実地指導に行かれる職員は何人でしょうか。

(社会福祉課：谷野)

施設の規模によりますが、社会福祉課で2名以上、高齢介護課で3名以上です。

(安宅委員)

そうですか。資料を見ていますと隅々まで見ているなという感じがします。

(社会福祉課：谷野)

役割は分けています。人員に関する基準であるとか、防災系のこと、衛生的なことというのは、社会福祉課に、介護報酬に関することやケアプランの内容、要は、個別サービス計画の内容は高齢介護課ということで役割分担をしております。かなり時間を要します。

(安宅委員)

建物の戸棚など隅々まで指摘されて、地震対策までされているところがあったので、すごい細かく見ているのだなと思いました。

(社会福祉課：谷野)

全てチェックをしました。

(安宅委員)

毎年実地指導をするのですか。

(社会福祉課：谷野)

はい。ただ、同じ事業者には毎年行うかどうかというのは、別でございます。指定有効期間は6年でございますので、国の考え方は指定有効期間内に、少なくとも1回以上ということですが。現在のところ、新規の指定は1年以内です。地域密着型サービスにあっては2年に1度行かせていただいたところです。文書指摘、口頭指摘があった事業者には改善ができていくかどうか、改善が継続できているかどうかということから見ていくことになります。

(安宅委員)

すごい隅々までよく見ていると思って感心して拝見しました。ありがとうございます。

(田中委員)

先ほどの説明の中で1カ所、「それは入所拒否に当たらないから断りなさい」という指導をされたということですがその内容についてお聞かせいただけますか。

(社会福祉課：谷野)

小規模のデイサービスは、住宅を改修して受け入れる形態のデイサービスです。ですので、住宅によっては、玄関いきなり上がり框があるところがあるのです。重度要介護者をお連れした場合に、その上がり下がりの中で、手すりがなかった場合、転倒事故に陥る可能性、あるいは、お体の状態から、トイレにL字手すりが無い場合、トイレの排せつ介助をするときに、介助者が中に入れない場合があります。27日に行った集団指導では事業者に対する2点のリスクがあると申し上げました。「1点は、利用者のけがです。2点目は、介護従業者に無理な体勢で排せつ介助をさせることによる従業員の労務災害です。この2点があるので、環境的に難しいようであれば、利用者の命を守るためにも、これはお断りしなさい」ということで指導したという内容です。

(石川委員長)

よろしいですか。きちんとした実地指導ご苦労さまです。今後もよろしく。説明いただいた指導について、今すぐ法人系とか事業者系でトラブルが多いですよ。死亡事故や虐待であるとか、いろいろ言われていますので、こういうことを日ごろやっておかないといけないと思います。今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3つ目です。議事の3、地域密着型サービスの指定の取り扱いについて、ア地域密着型通所介護の指定状況について、事務局より説明よろしくお願ひします。

議事3 「地域密着型サービスの指定の取り扱いについて、ア地域密着型通所介護の指定状況について」を事務局より説明。

(社会福祉課：谷野)

今年度第1回の地域密着型サービス運営委員会において、小規模の18人以下の通所介護の指定に関しては、本来的にはあらかじめ委員会の意見を付していただいたからの指定になるのですが、制度途中での地域密着型サービスへの移行であったことから、通常の指定申請で、事後的に報告をさせていただく取り扱いとして、今年度に限り御了承いただいたということ踏まえまして、前回委員会開催の後に指定をいたしました通所介護事業者が3件あったということでの報告でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

(石川委員長)

はい。もう既にスタートしているということですね。よろしいでしょうか。何か御質問・御意見ありましたら。よろしいですか。それでは、ないようですので、共用型認知症対応型通所介護の指定の審査について、指定申請を行う事業者が来られています。事業者の入室をお願ひします。

(社会福祉課：谷野)

それでは、事務局より説明をさせていただきます。

このたび、委員の皆様方のほうに審査いただきたいのは、共用型認知症対応型通所介護の指定に係る審査でございます。聞きなれない言葉かと思ひます。事業内容につきましては、グループホームに1つのユニット当たり3人を上限として、入居者以外の方をデイサービスとしてお受けをし、夕方お帰りいただくというサービスの形態です。芦屋市では初めての指定申請のこととなります。本日お越しいただいておりますのは、株式会社フィールドの方でございます。4月1日からの共用型認知症対応型通所介

護の指定をしたいということでの、このたび申し出を受け、この委員会にお諮りをするものでございます。内容については、今回申請いただきました事業者は、複数の市町村で展開をなさっておられます。羽曳野市を初め、尼崎市、大阪市の中では、福島区で2つ、淀川区で3つ、本市芦屋市のほか、共用型認知症対応型通所介護については、伊丹市でも指定をお受けになっておられます。事業所情報でございますが、名称を「デイサービスこころあい芦屋」と題しまして、入所者等を含めた利用者数は24、つまり、18人のグループホームの入居者に加え、2ユニットございますから、18人プラス6人で24人の事業規模で行いたいという申し出でございます。従いまして、ユニットごとの3人、デイサービスの利用定員については6人以内ということでございます。この間、指定を受けるべく必要な管理者の兼務の状況、研修の終了状況で、職員の人員体制についても、全て基準を満たしているという状況の中で、今回委員の皆様方のほうにお諮りをするものでございます。

共用型認知症対応型通所介護の指定をした理由等について事業者より説明。

(石川委員長)

それでは、何か御質問・御意見等ありましたら。はい。どうぞ。

(西村委員)

介護相談員をしておりまして、こころあい芦屋に2年担当させていただいたと記憶しています。その2年経過した後に、こころあい芦屋が「介護相談員の受け入れをやめました」と聞きました。私の記憶は正確ですかね。

(事業者)

今も継続してやっているとは思いますが。確認させていただきます。

(西村委員)

もし、記憶違いではなくて、介護相談員の受け入れをやめられたのであれば、そのときの理由が「職員さんが手いっぱい」というようなことをおっしゃっていたということ、私が見せていただいていたときに、職員さんの数が足りないのではないかということ。利用者さんが訴えているのを私は職員さんにお伝えしましたが、トイレ介助が必要な際に、すぐ対応してもらえなかったことを記憶しています。そういう経過があって、活動報告に詳しく書いたりしていたので、あの時の状況のこころあい芦屋だったら、職員さんの人数が今回の事業を受け入れて大丈夫なのか、私の本心で思ったことです。

(事業者)

職員の不足という時期もあったのですが、ハローワークへ募集をするだけではなくて、就職説明会をさせていただいて、説明会の後に、それで「働きたいな」というかたを面接させていただき、就職されるという形になってきています。また、グループホームの事業所間で異動もさせていただいています。今まで正社員に拘っていたので、週5日間働けないと、雇用が厳しいという形だったのですが、お子さんがいて、毎日は無理であっても週1日、2日でも働きたいという方の雇用も積極的に雇用をさせていただいておりますので、その当時人員が少ないときもあったと思うのですが、今はそのような状況ではございません。

(事業者)

介護職は出入りが激しいというのは、正直なところありますので、人数調整のために減らすとかではなく、来てほしいということで常に募集をしています。介護相談員さんのほうは、今何も言えませんが、他の事業所もすべて、大阪は介護相談員という制度がなかったのですが、ほかのところはありますので、それはお断りという形は、会社としてはしていないのです。断るということは、一切していません。もし、介護相談員の受け入れをしていない状況でありましたら、私のほうからも厳しく指導をさせていただくようにします。そこでいろいろな指摘をいただいて感じることを言っていただきまして、うちのほうも改善という形ではと思っています。

(西村委員)

よろしくをお願いします。また、介護相談員として行かせてもらえたらいいなと思いますので。

(石川委員長)

確認をよろしくをお願いします。

(事業者)

はい。

(地域福祉課：浅野)

地域福祉課からですが、介護相談員派遣事業の所管をしております。こころあい芦屋は、介護相談員の受け入れを確かに2年ほど前に一旦中止されています。今現在も中止されている状況です。理由としては、人員体制が厳しいという理由ではなかったと記憶しております。しかしながら、法人のほうから、受け入れをお考えということでお聞きしましたので、今後調整を図っていきたいと思います。

(石川委員長)

では、よろしくをお願いします。法人のかたもよろしくをお願いします。ほかにございますか。

(安宅委員)

私は芦屋市の認知症の家族会を長いことやっていますので、こころあいさんには随分お世話になっている方がいらっしやっただので、いろいろお話を伺っているのです。できたときに、施設の見学もさせていただきました。一般的なお家の雰囲気があると感じるものだったので、いいなと思いました。このフロアで人数が増えるということで、居間をお使いになると思うのですけれども部屋はどのあたりですか。人数が増えるので、広さは大丈夫でしょうか。

(事業者)

共用型認知症対応型通所介護はまだされている事業者が少ない状況です。大阪で数は少ないのですけれども、されているところがありまして、見学をさせていただきましたが、こころあい芦屋のスペースであれば実施できるだろうと判断しまして今回申請をさせていただきました。

(安宅委員)

デイサービスだと送迎にも人手がかかると思います。グループホームであれば、送迎の人数はいらないのかなと思うのですが。職員が忙しくなってしまうかと心配を私はしてしまったのですが。

(事業者)

利用者の定員は3名だけですので。グループホームの人員を基準よりも、パートで2時間の雇用や、4時間の雇用、超過勤務を行っていただくことも含めてプラスはしていこうと思っています。

(安宅委員)

わかりました。

(石川委員長)

他にございますか。

(田中委員)

こういう新しい事業をやられるというのは、先ほど、現在事業をされているところを見に行つてというふうなお話もありましたよね。これはニーズがあるからやりたいと思われて計画されているのですか。

(事業者)

そうです。利益追求とかは関係なしとしまして、何を目的かと言いましたら、やはり認知症のことや、グループホームとはどういうところだろうとか、認知症のことは今ではある程度おわかりになっている方もいらっしゃるのですが、まだまだわからない方もいらっしゃいますので、その中で、グループホームを使いながら、お困りの方とか、こういうこともやっていますという、地域貢献にもなるかなと思ひまして、そのあたりをもちまして始めようと思ったのです。

(田中委員)

利益追求されてというのは、それは当たり前の話だから、それはそれで当然だと思うのですけれども。

(事業者)

ただ、回数にしても一般的なデイサービスよりも半分ですし、利益よりどういうところかというのをわかっていたきたい、それに御利用いただきたいのです。やはり困っておられる方がいらっしゃったら、家族さんであるとか、金額の面もありますが、こちらは安いですよとか、こういうのから始められて、慣れたらどうですかということができましたら、社会貢献にもなるような気がしまして。体験入居をされたいという方々もおられますし、利用者からデイサービスをしていないのか、ということがたくさんご意見としてあり、デイサービスであればできるかなということで提案させていただこうと考えました。

(石川委員長)

そのあたりも、デイサービスを利用されてグループホームに入つていただきやすいという形もありますよね。

(事業者)

環境もできると思うのです。

(石川委員長)

1つ可能性としては、こういうのが広がると、デイサービスにも、結局お泊まりデイというのがグレーゾーンで出てくるわけです。この3名の方が来られたら、そのまま泊まっていいという話になる可能性がなくはないのではと思います。その辺はどうなのですか。

(安宅委員)

泊まりで、お部屋もありますか。

(石川委員長)

いや、デイサービスも部屋はベッドしかないですね。これはグループホームなのでありながらですけども、デイサービスの部分なのです。今のデイサービスもベッドが置いていけば、泊まれるようになっていて、それは法定外で任意でやっているのです。先ほど、事業所も経営をやらなくてはいけませんので、少し心配なのは、こういうのが増えてくると、実質それで収入の基が増えるのです。慣れてくると

環境は同じなので、お泊まりみたいな形というのは、考えておられるかなと思ったのですけれどもいかがですか。

(事業者)

その考えはありません。基準違反をするつもりはありませんので。

(石川委員長)

基準にありますか。お泊まりはしてはいけないという。

(社会福祉課：谷野)

明確な基準はないのですが、今、こころあいさんがおっしゃっておられるのは、グループホームで夜勤者、常時1名以上必要なのです。もし、宿泊者を有償で受けた場合については、少なくとも2名以上の夜勤がいるのです。なので、その辺の基準に適合することが困難なので、宿泊は人の配置上で難しいですという意味でおっしゃっています。

(石川委員長)

そうでしたか。お泊まりでも、最初に違反でないのであったら、これから増えていって、グループホームを規制する。デイサービスであるから基本的にはグループホーム入居者でないことから泊まっていない人になります。グループホームそのものは泊まっているところなので、それがいわゆるグループホームでありながらデイサービスの部分が乗せられるということなので、今までサービスの使い方と言うと、事業者がうまく抜けてきたところがあって、少し心配なところはありますね。お泊まりデイはもう歯止めが効かない状況です。事故が起こらない限り、国も規制できていないと思うのですけれども。そこを最初にどういうお考えなのか聞きたいなと思って。御家族様がどうしてもと言うから、一泊ぐらいいいだろうと、そういうところからスタートして、広がっていく可能性は今までの過去の例を見ると無きにしも非ずであると思います。それは今のところ基準の問題はないだろうとおっしゃっていますけれども、お考えはどうなのかなと、ないということで、よろしいですか。

(事業者)

それはないです。決められたこと以外はしないです。

(加納委員)

医療関係との連携はどうなのですか。

(事業者)

現状の医療関係で、必要があれば入っていただくとか。今往診で来ていただいている先生に必要があればまた診ていただいています。

(加納委員)

それは芦屋市内の先生ですか。

(事業者)

現状は芦屋市内ではないです。もうお一方は芦屋市内の先生が来られている方もいらっしゃいます。

(加納委員)

認知症の基準は誰がどの機関が判断なさるのですか。

(社会福祉課：谷野)

医療のほうで判断されます。もともとグループホームを利用するときに認知症の診断がなければ入居

できません。

(加納委員)

芦屋市内のお医者さんと提携で事故等があったときに関係があれば良いのかなと思ったのですけれども。今多いですからね。

(石川委員長)

他にございますか。

(西村委員)

18人定員ですよ。満床ですか。

(事業者)

現在17名です。既に予定されているかたがいますので、18名の満床となる予定です。

(西村委員)

ありがとうございます。

(神田委員)

通いの方が3人来られることによって、今入所されている方のスペースが取れることでの対応だと思うので、ご飯を食べるスペースがなくなるとか、そういうことはないのですか。

(事業者)

大丈夫です。

(石川委員長)

よろしいですか。なければ、今皆さんから付された意見としては、基本的な理念ですよ。考え方のところ。それをおっしゃったように、計画は別にして利用者のニーズに合わせて、入られる前の先に利用を促すという。それから職員配備をきちんとするということです。それから、お泊まりデイをしない、というような意見が出ましたけれども、それらについては、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、事業者におかれましては、本件が芦屋市地域密着型サービス運営委員会の示す指定にあたっての付帯意見となりますので、事業の運営にあたっては、これらの意見を踏まえて、事業を実施いただきますよう、お願ひいたします。事務局においても、これらの件と取り組み状況について実地指導等において確認等を行うようにしてください。ということで、それでは、事業者の方、御退室をお願ひします。

#### 事業者退室

(石川委員長)

それでは、よろしくお願ひします。初めての、試みの事業を見たので、いいか、悪いかわからないですがよろしくお願ひします。では、最後の議題の「第7期介護保険事業計画期間における地域密着型サービスの指定の取り扱い」を事務局のほうから説明お願ひします。

「第7期介護保険事業計画期間における地域密着型サービスの指定の取り扱いについて」を事務局より説明

(社会福祉課：小川)

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。資料3-3をご覧ください。8月に開催をいた

しました第1回の地域密着型サービス運営委員会におきまして、利用定員18人以下の小規模な通所介護の指定につきましては、今年度までは、当委員会を経ずして、事後報告とさせていただくことで、御了承いただきましたが、次年度について、どのように取り扱うかということについて、検討することとしておりました。この件につきまして、事務局内で検討し、その取り扱いについてこのたび案を作成しましたので、今回お諮りさせていただきたいと思っております。項番1の「意見聴取を経て指定するサービスの種類」ですが、30年度以降につきましては、全ての地域密着型サービスにつきまして、小規模な通所介護も含めて、全て当委員会に諮って意見聴取をするものとしたします。意見聴取を経るための手続きは事前にこの委員会でお諮りをするために、資料に記載しておりますスケジュールに沿って事前協議を行い、委員会を開催した後に指定をするといった手続きを予定しております。委員会につきましては、年4回の開催を予定しておりますので、事業所にはあらかじめ開設時期に見合った申請の準備期間を想定して、手続きを行っていただくこととなります。なお、事業所から指定の申し出がない場合や、その他の議事、特に議事がない場合については、委員会を開催しないこととしたします。続きまして、項番3のこの取り扱いの導入におきまして、特例を設けたいと考えております。(1)の「法人(事業者)の事業譲渡による新規指定」の場合につきましては、新たに申請の手続きが必要になってまいります。その際は、利用者に対するサービス提供の継続を確保するために、委員会への諮問はせず、通常の申請手続きによって指定をしたいと考えております。なお、指定した内容につきましては、事後になりますけれども、当委員会へ報告をいたします。裏面の(2)のこの取り扱いを導入するに当たりまして、30年4月から6月の指定期間のみにつきましては、移行期間としたしまして、①から④に記載をしております場合につきましては、事業者の円滑な事業開始を妨げることがないように、特例としたしまして通常の申請により指定をしたいと考えております。なお、この取り扱いにつきまして、御了承いただきましたら、事業者には十分周知を行った上で、指定手続きを進めたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。説明は、以上でございます。

(石川委員長)

はい。それでは、今の案件について、何か御質問・御意見がありましたら。次年度のというか、次の任期の方々ですね。

(社会福祉課：小川)

そうですね。今回、この委員会が一旦委員の任期が切れますので、また30年度から新たに手続きを開始します。その際につきましては、これまで通所介護については、先に指定をして、事後報告という形になっていたのですが、その都度、全て御意見をいただいた上で、指定手続きをしたいと思っております。

(石川委員長)

よろしいでしょうか。少し大変になりますね。

(社会福祉課：小川)

開催時期がこれまでは通常2回から3回程度になっておりましたけれども、スケジュールを決めて年4回申請がございましたら開催をしたいと考えております。

(石川委員長)

よろしいでしょうか。なければ、これで了承したということで。それでは、その他について、事務局

何かありますでしょうか。

「その他」について事務局より説明

(石川委員長)

それでは皆さん，改めて2年間の委員の任期ありがとうございました。続けるかどうか，まだ私もわかりませんので，引き継ぎの方はよろしく。また，これをもって任期満了の方は，今までどうもありがとうございました。それでは，これをもって第2回の芦屋市地域密着型サービス運営委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会